

解体業及び破砕業の届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃止
1	□解体業 □破砕業 届出書	許可に応じた様式、郵便番号、電話番号、許可番号、ふりがな、廃止の場合は許可証を添付	□	□
2	誓約書		□	—
a. 個人の営業者で住所又は氏名の変更 ※1				
3a	申請者の住民票の写し ※2	本籍地の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
b. 法人の商号及び本店住所の変更 ※1				
3b	定款又は寄附行為の写し	届出者による原本証明、3か月以内のもの	◇	—
4b	登記簿記載事項証明書 ※2	3か月以内のもの	◇	—
c. 事業所の名称及び所在地の変更 ※3				
3c	施設付近の見取図	事務所、事業所の案内図も添付	◇	—
4c	施設の平面図等	平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書	◇	—
5c	設計計算書	積替え保管量、処理能力	◇	—
6c	施設の使用権原を有することを証明する書類	購入契約書等、契約期間、当事者名	◇	—
d. 役員、株主、政令使用人、法定代理人の変更				
3d	登記簿記載事項証明書 ※2	役員変更の場合、3か月以内のもの	◇	—
4d	役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※2、4	新しい役員等のもの、本籍地の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
5d	株式の数又は出資金額を記載した書類	株主の変更の場合、変更に係る者に限る	◇	—
e. 標準作業書の記載事項				
3e	新旧の標準作業書	変更内容がわかるもの	◇	—
f. 解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可番号				
3f	許可証の写し等	許可番号がわかるもの	◇	—

【備考】

・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記録されている事項を証明した書面になります。

◇変更した内容が確認できるものが必要になります。

※1 既に許可を受けている者から別の者に変更する場合、新規許可が必要になります。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。

※3 施設とは、積替え保管場所（作業場以外のものを含む。）を含みます。

※4 法定代理人が法人の場合、登記簿記載事項証明書、役員の住民票の写しが必要になります。